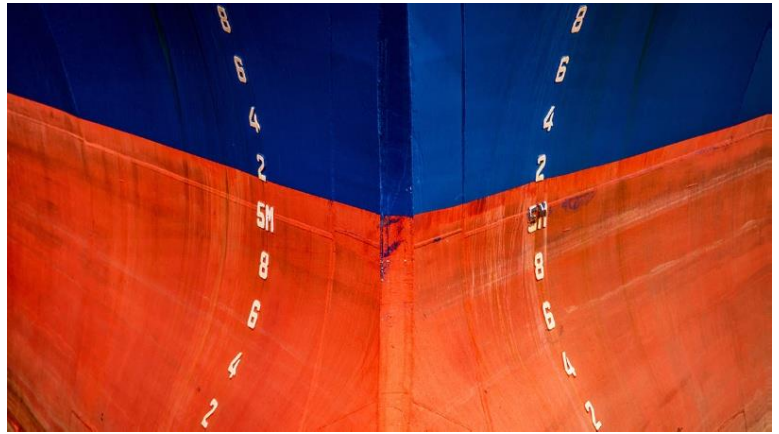


Gard Alert

カリフォルニア州、生物付着規制を明確化

こちらは、英文記事「[California provides clarity on its biofouling regulations](#)」(2018年11月15日付)の和訳です。

カリフォルニア州有地管理委員会 (California State Lands Commission [SLC]) は、船舶の旗国が発行する国際防汚方法証明書だけでは、海洋外来種生物の拡散防止における生物付着防止コーティングの有効性を示す文書としては不十分であると強調しています。



過去の記事で、カリフォルニア州に寄港する船舶に適用される同州の海洋外来種生物プログラム (Marine Invasive Species Program [[MISP \(英文\)](#)]) と [生物付着管理規制 \(英文\)](#) を取り上げました。これらの規制は2017年10月1日付で可決され、船舶の乾ドックの日程に従って段階的に導入されることとされました。同規制の対象は、登録総トン数が300トン以上でバラスト水を積載しているか積載可能な船舶です。対象の船舶は、生物付着の管理方法を定めた Biofouling Management Plan [BMP] (生物付着管理計画書) を策定し、それが実践されていることを示す Biofouling Record Book (生物付着の記録文書) を提示しなければなりません。カリフォルニア州の MISP の詳細については、2018年1月18日付の Gard アラート「[カリフォルニア州の港に近々寄港予定はありますか?](#)」を参照ください。

2018年10月17日、SLC は、生物付着に関する新規制の導入後1年間の状況について情報共有するため、[オンラインセミナー \(英語動画\)](#) を開催しました。SLC によると、これまでに見られた生物付着対策の不備の大半は、以下の点に関するものであるとのことでした。

- コーティングの有効持続期間に関する要件
- 乾ドック時の盤木跡の管理 (規制の中でもニッチな部分の一つ)

SLC によると、港への到着時に船舶のコーティングの **有効持続期間** を証するものとして、IMO AFS 証明書や製造元の製品データシートを提示する船もあるとのことでした。しかし、AFS 証明書によって証されるのは、有害な防汚方法を用いていないことのみで、製品データシートでは、各船舶の付着防止コーティング適用状況は分かりません。したがって、SLC は、船舶の BMP の一部として、船舶の各部に施されている生物付着防止コーティングの種類、その製造元、乾燥塗膜の厚さ、製造元によるコーティングの見込み有効持続期間など、詳細情報を文書化することの重要性を強調しています。この点ができるようなコーティング製造元の提供書面を提示するのもよいと考えられます。

シーチェスト、バウスラスタ、プロペラシャフト、吸気口の格子、**乾ドック時の盤木跡**などのニッチな部分は付着生物が密集しやすい場所となるため、適切な管理が必要です。SLCによると、これらの中で最も問題となるのは乾ドック時の盤木跡であるとのこと。こういったニッチな部分の管理方法について、多くの船舶では適切な対処計画が欠如しているようです。SLCが提案する対策の一つとして、各ドックで盤木の配置を換えて、船体の全面が万遍なくコーティングされるようにするというものです。

推奨事項

生物付着管理は、様々な理由で重要な課題となっています。海洋外来種が拡散してしまう可能性があることに加えて、船体に付着物があると、流体力学的性能が大幅に低下し、燃費も悪化し、排気ガスにも影響を及ぼします。国際的な規制の枠組みがないため、各国政府が独自の生物付着規制を策定・導入しており、カリフォルニア州はその一つです。同じように[ニュージーランド](#)でも、2018年5月1日以降に到着するすべての船舶は、同国の生物付着に関する基準 Craft Risk Management Standard for Biofouling [CRMS]に従って船体を洗浄することが義務付けられています。

メンバーの皆様には、船舶のBMPを見直して、その中にその船に関する有効な生物付着規制対応計画が示され、各国で施行される規制を遵守するための詳細項目が網羅されていることを確認するようにしてください。カリフォルニア州を到着地とする船舶については、確実に規制を遵守する上で、BMP内のコーティングの有効持続期間や乾ドック時の盤木跡に関する項目を改訂する必要があるかもしれません。

BMPとBiofouling Record Book（生物付着の記録文書）を最新の状態に更新しておくことで、政府当局が迅速、効率的に船舶の生物付着リスクを評価するのに役立ち、ひいては運航遅延も最小限に留められるようになります。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。